令和５年度（2023年度）第２回 北海道発達支援推進協議会 議事録

日　時：令和５年(2023年)10月２日(月) 18：30～20：00

会　場：オンライン開催

出席者：別添「構成員等名簿」のとおり

議　題：別添「次第」のとおり

≪開　会≫

【障がい者保健福祉課 課長補佐 冨加見】

ただ今より、令和５年度 第２回 北海道発達支援推進協議会を開催いたします。本日、議事に入るまでの進行を務めます、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課課長補佐の冨加見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に本日出席している構成員の皆様を、名簿の記載順に従い御紹介させていただきます。

≪別添「構成員等名簿」に基づき、各構成員を御紹介≫

【障がい者保健福祉課 課長補佐 冨加見】

以上、合計８名出席、林寺様は欠席となっております。なお、事務局参加者につきましては、時間の都合上、紹介を割愛させていただきます。

議事に入る前にいくつか事務局より留意事項を御案内させていただきます。まず、本協議会の内容を議事録として整理保存するため、録画・録音させていただきますので、予め御了承ください。

また、本日はオンラインでの開催となることから、発言される際には、どなたが発言されているか確認できるよう、発言前に御所属と氏名を、お手数ですが毎回名乗っていただきますよう、御協力をお願いします。

簡単にではございますが、事務局からの御案内は以上とさせていただきます。これからの議事進行につきましては、前回の協議会にて御指名させていただいた、座長の山本様にお願いしたいと思います。山本座長、よろしくお願いいたします。

≪素案の概要について≫

【山本座長】

それでは、ここから、私の方で、議事を進めさせていただきます。本日の終了予定時刻は、20時となっておりますので、定時の終了について、御協力をお願いいたします。

事務局からは、次第のほか、協議会のタイムスケジュールが示されておりますので、それに沿って進めてまいります。

次第「２ 議事」に入りまして、本日は、道の障がい福祉計画の「素案」の説明を中心に、（１）素案の概要と（２）素案の本文の詳細の大きく２点について、議事を進めてまいります。それでは、早速（１）素案の概要について、事務局から説明をお願いします。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　保健福祉部障がい者保健福祉課の岩山です。どうぞよろしくお願いいたします。素案の概要について、御説明させていただきますが、その前に、前回から時間が経過しておりますので、本計画の検討組織及び今後のスケジュールにて、再度御説明させていただきます。

　資料１を御連絡ください。「１ 計画の検討組織」をご覧いただければと思いますが、計画の検討組織については、総括審議組織と分野別検討組織に分かれており、総括審議組織を「北海道障がい者施策推進審議会」が行います。分野別の検討組織については、資料の黄色の部分でありますが、本協議会である「北海道発達支援推進協議会」のほか、「権利擁護部会」、「意思疎通支援部会」、「医療的ケア児支援部会」、その他にも「北海道自立支援協議会」に「地域移行部会」、「人材育成部会」、「地域づくりコーディネーター部会」があり、それぞれの部会等では、資料の右側に記載している「主な検討事項」について、議論を行いますので、本会については、「障がい児支援の充実」や「発達障がいのある人への支援」について、議論いただくこととしております。

また、今回の素案につきまして、御確認いただく内容が多いため、本日の協議会の後、お気づきの点がございましたら、１２月開催の本協議会の場でも、御意見をいただければと考えております。

続きまして、「２ 策定スケジュール」を御覧ください。全体のスケジュールとしまして、本会の親会である「北海道障がい者施策推進審議会」の初回が、６月に開催されました。

８月２日の当協議会において、「計画の基本的な考え方」について協議いただき、その後、本会の親会であります第２回目の「北海道障がい者施策推進審議会」により協議が行われ、その後、議会報告や全道６か所でタウンミーティングを行ったところです。

また、本日の当協議会で素案を議論いただきまして、今後、素案につきましては、10月に開催予定の第３回「北海道障がい者施策推進審議会」により協議される予定です。

今後の予定ですが、11月に素案の議会報告、12月中旬に本協議会を書面開催することを予定しております。12月に開催する当協議会において、計画案の修正を行い、１月開催予定の第４回「北海道障がい者施策推進審議会」にて最終審議の上、議会報告を経て、３月に計画策定を行いたいと考えております。

　次に、素案の概要について、御説明させていただきます。仮称ではありますが、「第３期 北海道障がい者基本計画・第７期北海道障がい福祉計画」（素案）の概要について、御説明します。当協議会で御議論いただく内容は、黄色で色を付けている項目となっております。

資料２の１ページにあります「１ 基本的事項」を御覧ください。計画策定の趣旨としては、北海道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」と、それに基づく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の２つの計画について、施策を一体的に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的として統合の上、「第３期北海道障がい者基本計画」と「第７期北海道障がい福祉計画」を策定することとしています。

計画の目的としては、障がいのある人を主体とした地域支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がいの特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指しております。

また、計画の位置づけですが、障害者基本法に基づく「都道府県障害者計画」であり、北海道地域福祉支援計画の施策別計画、障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」、北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援推進計画」となっています。　次に、「２ 計画の推進のための具体的な取組」につきましては、「推進項目及び推進施策」と「具体的な取組」が記載されています。推進項目としましては、（１）北海道障がい者条例の施策の推進、（２）権利擁護の推進、（３）就労支援施策の充実・強化、（４）相談支援体制・地域移行支援の充実、（５）サービス提供基盤の整備、（６）保健福祉・医療施策の充実、（７）多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上、（８）障がい児支援の充実、（９）発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援、（10）自立と社会参加の促進・取組定着、（11）北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進、（12）安全確保に備えた地域づくりの推進の計12項目となっており、当協議会で議論いただくのは、（８）障がい児支援の充実、（９）発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援となっています。

３ページの「３ 計画の推進管理」についてですが、成果目標の達成状況や施策の推進上の課題について、分析・評価するなどして「北海道障がい者施策推進審議会」や21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、ＰＤＣＡサイクルによる実効性のある取組の推進に努めることとしています。

４ページの「４ 令和８年度（2026年度）及び令和11年度（2029年度）の成果目標」の主なものとしまして、「障がい児支援の提供体制の整備目標」として、21障がい保健福祉圏域に１か所以上の整備、「難聴児に関する目標」としては、中核的機能を有する体制整備の整備を成果目標として設定しています。以上で概要説明を終了させていただきます。

【山本座長】

ただいま、説明がありましたが、この資料に対する意見について、皆様から発言をお願いします。

【構成員 柳生 一自】

　障がい児支援の充実ということで、資料２の３ページにおいて「②学校教育の充実」となっているのですが、具体的な取組が「情報発信を通じた特別支援教育に対する理解・啓発」というのは、具体的に充実するというよりは、単なる啓発という感じがするので、もう少し具体的な取組をしていただいたほうがいいのかなと思います。非常に重要な項目だと思うのですが、特別支援教育だけではなくて、一般の通常学級の中でも、支援を要するお子さんもいますし、そういったところで、先生方の意識の差が未だに見られると思っています。私個人としては、10年以上同じことを言い続けていると思うのですが、やはり十分に具体的な学校教育における障がい児支援というのが、実現されていないのではないかと思っています。

　障害者差別解消法も施行されてから暫く時間が経っていますが、未だに「うちは特別扱いできない」といった、法の趣旨に反するようなことを平気でおっしゃる先生方も実際いらっしゃるので、そういったところは単に理解・啓発というところだけではなく、もう少し踏み込んだ施策・取組を進めていただきたいなと思います。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　御指摘の点につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

【山本座長】

その他、御質問・御意見いかがでしょうか。

【構成員 北川 聡子】

　資料３のほうに詳しく記載があるのかもしれませんが、今の柳生先生と同じく、資料２の（８）障がい児支援の充実ということで、令和６年から、児童発達支援センターの役割が変わり、児童福祉法の改正により、中核的機能を担うなど方向性が示されたかと思うのですが、この辺については、北海道してどのように考えていますでしょうか。まだ国からはっきりとしたものは示されていないと思いますが。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　中核的機能の役割につきまして、目標値については現状維持となっております。理由としては、昨年よりセンターに対する調査を行いまして、一部のセンターと市町村に聞き取り調査を行ったところではありますが、現状調査不足の感がございます。このため、新たなあり方や中核に対する評価基準については、検討が不十分な状況でございます。

　センターの整備につきましては、都市部と郡部で地域資源やニーズなど、それぞれ課題がありまして、その一方で国の指針の改正では、児童発達支援センターの中核的機能と同等の機能を有する体制の整備が必要とされておりますが、こちらにつきましては、道としては、市町村中核的子ども発達支援センターがそれを担っているということで、成果目標の設定については、現状維持としているところでございます。

【構成員 北川 聡子】

　まだきっと国のほうから、具体的な案が示されていないと思いますし、研究でも児童発達支援センターの中核に向けてのスタートアップマニュアルを検討しているくらいなので、これからかと思うのですが、その体制が整ったところが手を挙げたときに、道として中核として指定するといったような対応が必要になると思いますが、その場合、民間の児童発達支援センターと道とうまく連携して、国が示すような児童発達支援センターの役割を果たしていけたらいいなと思っていますので、よろしくお願いします。

北海道は広いので色々な課題があるとは思いますが、連携しながらできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　地域資源のニーズの関係については、検討しているところではありますので、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

【山本座長】

その他、御質問・御意見いかがでしょうか。

【構成員 柳生 一自】

　医療的ケアを必要とする子どもについて、医療的ケア児等コーディネーターの育成が記載されています。資料ではこちらに黄色がついていないのですが、具体的にはどのような形で育成してとか、資格ですとか、どういった立ち位置の方を想定しているのか教えていただければと思います。

【子ども家庭支援課障がい児支援係 係長 鹿内】

　６月の機構改正で医療的ケア児支援の所管が子ども家庭支援課に移りましたので、私のほうから回答させていただきます。医療的ケア児等コーディネーターの配置につきましては、毎年度養成研修を実施しておりまして、毎年約50名から60名ずつ養成をしているところです。昨年の４月１日現在でいいますと、医療的ケア児が在住している市町村が82市町村ありますが、そのうち医療的ケア児等コーディネーターが配置されている市町村が56市町村となっています。今年度につきましては、コーディネーターが未配置の市町村に優先的に受講していただきまして、なるべく早期に空白地帯を解消したいと考え、取組を進めているところです。

【構成員 柳生 一自】

　では、専門性の高い方がなる職種というよりは、一般の方も研修を受けていただいて、より地域でもできるような取組を進めていくといったものになりますでしょうか。制度の知識がないので、教えていただければと思います。

【子ども家庭支援課障がい児支援係 係長 鹿内】

　医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を受講している方の多くは、市町村の相談支援員の方が多くを占めていまして、その他にも、保健師、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、市町村の職員などが受講しています。受講について、特に要件は設けていないのですが、医療的ケア児の支援に関わる方に優先的に受講していただくことを考えています。

医療的ケア児に関することにつきましては、資料１に記載している「北海道障がい者施策推進審議会」にある「医療的ケア児支援部会」というのがございまして、この部会の中で計画の内容についても、審議をしているところです。

【構成員 柳生 一自】

　資料に黄色がついていなかったので、担当が異なるとは思っていたのですが、ありがとうございました。

【山本座長】

その他、御質問・御意見いかがでしょうか。

　では、次でいよいよ本文に入りますので、概要につきましては、一度締めさせていただきます。

≪素案の本文について①（障がい児支援の概要等）≫

【山本座長】

続きまして、「（２）素案の本文について」に入らせていただきます。「ア 障がい児支援の概要等について」、事務局より説明をお願いします。

【子ども家庭支援課障がい児支援係 係長 鹿内】

「障がい児支援の概要等」について、御説明させていただきます。資料３の13ページをご覧ください。こちらの項目では、障がいのある人の現状等について記載しておりますが、今回の見直しで難聴児への支援が盛り込まれたことから、（６）の難聴児についての説明を新たに記載しております。

次に、19ページを御覧ください。こちらには、サービス提供体制の現状と評価について記載しております。主な内容としては、児童発達支援センター及び市町村中核こども発達支援センターの設置について、医療的ケア児への支援状況について、そして、下から５行目から、新たに追加した難聴児への支援状況について記載しております。

　次に、25ページをご覧ください。こちらの項目では、第６期障がい福祉計画推進の基本方針を記載しております。（８）障がい児支援の充実では、前回の協議会で御説明させていただいた、計画の考え方をこちらに記載しております。

次に、資料が飛んでしまいますが、63ページを御覧ください。こちらでは、この計画の中心となります、「計画推進のための具体的な取組」について、記載しております。項目ごとに「現状と課題」、「考え方」、その後に各取組の「推進の視点」、「推進施策」の順に記載しています。

64ページ（１）障がいのある子どもに対する支援の充実では、「① 子どもの発達支援の充実」、65ページ「② 家族への支援」、66ページ「③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」、67ページ「④ 地域社会への参加・インクルージョン（包容）の推進」、「⑤ 障がい児支援体制の整備」、69ページ「⑥ 特別な支援が必要な子どもへの支援」の各項目について、具体的な取組を記載しています。

　次に、70ページをご覧ください。（２）学校教育の充実では、「① 教育相談・支援体制の整備」、「② 幼児・義務教育の充実」、71ページ「③ 後期中等教育の充実」、「④ キャリア教育・職業教育の充実」、「⑤ 交流及び共同学習等の充実」、「⑥ 障がいの特性に配慮した教育の充実」、「⑦ 研修、調査研究の充実」の項目について、それぞれの推進施策を記載しています。

次に、71ページ下の方を御覧ください。こちらは、今回の計画で新たに項目として設定した部分になりますが、（３）医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実では、「① 医療的ケアを必要とする子どもへの支援充実」、「② 難聴児への支援の充実」について記載しています。

今、御説明した「計画推進のための具体的な取組」ですが、今回の計画では、「北海道障がい者基本計画」と「北海道障がい福祉計画」を統合していますので、各取組については、両計画から、それぞれ該当する項目に組み込んでいます。

次に、90ページを御覧ください。こちらでは、成果目標について記載しています。

91ページ、一番下の７番、難聴児支援に関する目標では、国指針に定める成果目標である、「難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築」を設定しております。こちらは、今回の見直しで新たに設定した目標です。

令和８年度と令和11年度の目標値が、どちらも1か所としていますが、国指針では、令和８年度までの数値しか設定していないため、令和11年度の数値は、計画の3年経過時点での見直しの際に、国の動向を踏まえ、見直しをさせていただきます。

以上で、障がい児支援に関する説明を終わります。

【山本座長】

議事のアについて御説明いただきました。ただいま説明がありました資料に対する意見・御質問等について、皆様から発言をお願いします。

冒頭説明でもありましたが、資料のボリュームがありますので、今追えない部分は、後日御意見をいただくといったことでも差し支えないとの事務局の説明でしたが、現時点で御質問や御意見があればお願いします。

【構成員 北川 聡子】

　資料のボリュームがあって読み切れていない部分もあるのですが、医療的ケア児や難聴児に対する支援が新たに追加されたのは、国の計画でもそうなっていますが、よかったことだと思います。

質問が２点、91ページの難聴児の計画の中に、「中核的機能を有する体制整備」で目標値が記載されていますが、体制整備に関して、例えばろう学校を中心に実施するといったイメージを教えていただきたいのと、69ページの「障害児入所支援の整備」ですが、18歳を迎える子どもが、退所後も安心して生活できるようにということで、協議会のようなものを都道府県で設置する方向だったと思いますが、道においても、そのような方向性ということで理解してもよろしいでしょうか。

【子ども家庭支援課障がい児支援係 係長 鹿内】

　まず、難聴児の支援についてですが、先日公開された国の概算要求の資料では、まずは、都道府県において協議会のような会議体を作るといったことが示されています。その他に、家族の支援ですとか、巡回支援の実施ですとか、聴覚障害児に関する研修等の開催というのがありまして、こちらはろう学校ですとか、コドモックル（北海道立子ども総合医療・療育センター）ですとか、旭川子ども総合療育センターですとか、そういったところと連携しまして、専門職の方を市町村に派遣するなどして、支援を行っていくことになるかと思います。具体的には、今後検討していく形になりますので、その際は御意見等をお伺いできればと考えております。

　次に、障がい児の入所支援について、こちらは前回も御質問をいただいていたところですが、過齢児の移行の関係で、協議の場というのを設置することになっていますので、障がい児入所施設から移行するための支援を、まずは協議の場を立ち上げて進めていくということになると思うのですが、過齢児については、北海道は全国的に見ても少ない状況であることと、やはり広域ですので、地域の実情に沿った形で実施する必要がありますので、こちらも皆様に御意見をいただきながら、協議の場の設置や支援の取組を進めていきたいと考えております。

【構成員 北川 聡子】

　名称については、「協議の場」ということでお間違いないでしょうか。

【子ども家庭支援課障がい児支援係 係長 鹿内】

　御質問のとおりで間違いありません。

【構成員 北川 聡子】

　こちらは計画ですので、こうした書きぶりで、具体的には計画に沿って進めていくということでよろしいでしょうか。

【子ども家庭支援課障がい児支援係 係長 鹿内】

　そのように考えております。

【構成員 北川 聡子】

　本日は美唄学園の林寺様が欠席ですが、入所施設の方もすごく心配しているところですので、引き続きよろしくお願いします。

【山本座長】

その他、御意見・御質問いかがでしょうか。

【構成員 道下 康子】

　19・20ページに関して質問ですが、19ページ（８）発達障がいのある人に対する支援の状況、（９）障がい児に対する支援の状況があって、20ページの（10）在宅の障がいのある人等に対する支援の状況と記載が続いているのですが、（８）と（９）については、道の取組が具体的に記載されているのに対し、（10）については、「家族の負担を軽減することが必要」との記載で終わっているのですが、ここだけ道の具体的な取組の記載がないのは、失礼な言い方をすれば、道として記載すべき取組がないのか、あるいは、その後のページに記載されているために記載を省略しているとか、どんな取組が行われているのか見えないので、実際には何か取組を行われているのか、あるいは、ここについては、記載を省略しているのかといった点について、質問をさせてください。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　こちらの施策については、御指摘のとおり、74・75ページに具体的な施策が記載されていますが、20ページの文言につきましては、改めることも含めて検討させていただきたいと思います。

【山本座長】

その他、御意見・御質問いかがでしょうか。

　皆様資料を読み込むのにお時間がかかっている状況かと思いますが、お気づきの点があれば、この後事務局に御連絡させていただくということでも、よろしいでしょうか。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　差支えありません。

【山本座長】

その他、御意見等があればいかがでしょうか。

【構成員 柳生 一自】

　先ほどのお話と重複しますが、70ページに特別支援教育のことで充実といったことが記載されていますが、特別支援教育の枠組みだけではなくて、通常教育の中に支援を要する子がいるという点を含めたほうが、（２）学校教育の充実に記載されている「インクルーシブ教育システムの構築」には相応しいのではないかと思います。というのも、障がいのある子は必ず特別支援教育を受けるということを前提に記載しているわけではないと思いますので、通常教育の中にもそういった理念や行動が求められると思いますので、御検討いただけないかと思いました。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　御指摘の点については、今後の検討課題とさせていただければと考えております。

【構成員 柳生 一自】

　よろしくお願いします。

【山本座長】

その他、御意見・御質問いかがでしょうか。

【構成員 藤田 千晶】

　該当ページを具体的に示せないのですが、全体的に今のお話をお伺いしていて、子ども発達支援センターのほうで地域のこども園を見たときに、療育があったほうがいいなと思うお子さんがいたときに、通所支援などをしていなくて、療育を受けたほうがいいなと思うお子さんはいらっしゃるのですが、なかなか保護者の考えとか、お子さんの見方とか色々な方がいらっしゃるので、早期支援に結び付けるといったような文言が計画にもありますが、そこがすごく難しい側面もあったりします。

　その際に、先ほどの柳生委員のお話ではありませんが、認定こども園の先生方に力をつけてもらいたいというのがあって、私たち支援者の集まりの協議会があるのですが、その時にこども園のほうで、子どもの発達の捉えがわからない、どこでどう見ていったらいいかわからないという意見もあったりするので、障がいがあるとか、通所に結びついただけではなく、認定こども園への支援とか、研修といったものも充実していただければなと、全体を通して思いました。意見だけですが、よろしくお願いいたします。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　ありがとうございました。御指摘の点については、今後の検討課題とさせていただければと考えております。

【構成員 道下 康子】

　今のお話にも繋がると思うのですが、認定こども園の先生方に力をつけてほしいというお話で、これは学校の先生方にも言えることだとも思うのですが、今のお話の中で保護者の気持ちの問題でなかなか支援に結び付かないというのは、保護者としてそういった方がいらっしゃる現実もよく知ってはいるのですが、ただ逆もあるという言い方も違うかもしれませんが、親のほうが自分の子が他の子と何か違うなと思って、通っている子ども園だったり学校だったりに、ちょっとそれを相談しても、そちらの側から「いやいやお母さん心配しすぎですよ」とか、「考えすぎです。園ではきちんと座って授業を受けてますよ」とか言われてしまうことが少なくありません。でも親の直観的に何かおかしいと思って母親が医療機関の門を叩くと、何かしらの診断を受けるといったことが結構あったりします。なので、私も認定こども園の先生に力をつけてほしいとか、通常学級の先生にもより理解を深めていただきたいというのは思っていて、ただ先ほどの御指摘とは少し違った角度での「知ってほしい」というところにはなるのですが、そういったところがあるというのも、この会議の場で伝えるのが適切かどうかはわかりませんが、現実そういうことがあるということを知っていただきたいと思い、申し上げました。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　認定こども園の先生の発達障がいに関する知識と意識のところということでしょうか。

【構成員 道下 康子】

　計画を読んでいて少し気になったのが、65ページの②家族への支援について、「子育てをする親の思いに寄り添い、市町村における母子保健活動を支援します」といった表現があったり、その次の「障がいの受け止めや将来に対する不安などを抱えている家族に対して」といったところが該当するのかもしれませんが、そういったところで、より理解・啓発を進めるとか、そういう言葉になってしまうのか、研修といったようなことになるのか、北海道として何ができるのかといったところに繋がると思うので、具体的な言葉を私がここで具体的には申し上げられないのですが、この辺りに何か一言二言あるといいのかなとは、個人的に思うところです。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　御指摘の点につきましても、今後の検討課題とさせていただければと考えております。

【構成員 北川 聡子】

　関連して、北海道のほうも国と同じように、子ども施策と障がい部局と一緒にしている経過もあると思いますが、国そのものも今まで障がい児支援が大人の障がい者支援の流れと一緒だったということもあって、今回こども家庭庁になって、何を大事にしたいかというところでは、インクルージョンとかインクルーシブが大事になって、その方向性で全体としては動いていると思うのですが、その時に児童発達支援センターがもっともっと地域に出て行って、地域の幼稚園や保育園や子ども園や広場とかを、できているところとできていないところがあるとは思いますが、そういう役割をもっと果たすというのが、今回の児童福祉法の改正になっていると思うので、幼稚園や保育園の皆さん自身も学んでもらいつつ、きっと私たち障がい児通所の役割としては、地域を支えていくということが、どんなふうに人員配置とか研修を実施するとか、もっとやらなければならないことがあるとは思いますが、どこにいても、ある意味お母さんも子どもも安心して育つような体制が整備される必要があるのではないかなと。そのために、道下委員のおっしゃったように、保護者の意見や現場の意見を聞きながら具体的には進めていく必要があると思います。

【山本座長】

　ありがとうございます。目良委員お願いします。

【構成員 目良 久美】

　今までの委員の方のお話を聞いていても、やはり柳生委員あるいは北川委員から御指摘をいただきましたが、学校というところ、福祉というところの部分が難しいというのは、他の所もそうだと思います。本町、そこのところを、確かに規模的には9,000人程度で1万人を切るくらいの町というのも確かにあるのですが、その部分を丁寧にやってきたという中に、66ページの③の推進施策にもありますし、言われることは確かに「つなぐ」ということがどんどん言われているのですが、その手立てとして、67ページにもありますように、乳幼児期からの支援ファイルと学校等で作成される個別の教育支援計画を一体的にということで、実はこのことで、先日留萌に講演に行ってきたのですが、やはり「つなぐ」はみんなが綿密にやっていかないと、同じ視点で同じようにその子どもを見ていくというのは、なかなか難しいことが考えられます。

　先ほどの保護者の意見は、まさにそこにあるのではないかと考えています。簡単に一体化するとか、計画なのでこういった文章にはなってしまうのですが、ではそのためにどのようにしたらいいか、先日留萌で言われたのは、「うちは人材がいません」と。人材の育成も兼ねて「つなぐ」というのは簡単ではないので、ではそれを、北海道は広いので、美瑛町でできていて、留萌ではできないかもしれないけど、できるようにしていきたいと。やはり郡部や過疎のところで、同じように話されても、なかなか難しいということを切に話されていました。

　同じ北海道として施策を持っていくし、見ていかなければいけません。学校はどの市町村にもあります。でも、その町のスタイルでどのようにやっていくかというところを、先ほど中核的機能の関係で、聞き取りが十分ではなかったといったお話もあったかと思いますが、是非聞き取りをするときに、その地域に合った、その子どもたちをどう支えていくのかというのを、今ある財源や人材や施設が運用できるような形で戻していかないと、北海道の中でも、あそこはできるけど、うちはできないね。人がいないから無理で終わってしまってはいけないのではないのかなと、先日痛感したことがあったので、今日は全体になってしまうのですが、「人材」ということ、「つなぐ」ということが、現場では難しい状況があるのではないかなと思い、意見として御報告させていただいた次第です。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　ありがとうございます。「つなぐ」というところが大事であるという御指摘と、人材育成は大事だけど、地域によって差があるから、なかなかできるところと、できないところがあるという理解でよろしいでしょうか。

【構成員 目良 久美】

　はい。

【山本座長】

　ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。

【構成員 長江 睦子】

　私も70ページの学校教育の充実の中で、インクルーシブというのが、現在、国連などでも言われていたり、日本全体がそういう部分で欠けているというところがあると思うのですが、インクルーシブというのが、「障がいのある子」と「障がいのない子」が関わるとか、共に暮らすというのが、全てがそれではないんですよね。

障がいのある子で、それが嫌で学校に行きたくないというのもあって、ここにその子その子のニーズに合わせてって言うんですが、本当にインクルーシブをどう考えていくのか、障がい者保健福祉課ではないと思うので、教育のほうでそれを訴えて行きたいと思うのですが、ここにやっぱり先ほど言った、色んな部分で、親が反対する部分、一緒にしたくないっていう部分だったり、両方があったりとか、そういう色んな部分で、インクルーシブ教育という言葉だけが進んでいって、現場の子どもたちは嫌なのにやらなきゃならないみたいな方向性でいってというのも、最後の部分で「障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育を受けられるよう配慮する必要がある」という、「必要がある」と記載してしまうと、これを見た先生や親御さんが、「やらなきゃならない」というふうになるので、もうちょっと言葉尻を「必要がある場合もある」といったような、全てがそこに一緒になるというふうには、とらえられないような表現がいいかなと思いました。

　本当に交流学級が嫌でとか、そういうのは本人さんだったり、親御さんだったり、話を聞くので、その辺は配慮していただければと思いました。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　インクルーシブというのは、一緒にするだけではなくて、インクルーシブというのが少しひとり歩きしていて、御本人方の意向というのが、あまり反映されていない印象をうけるということでしょうか。

【構成員 長江 睦子】

　はい、やはり本人のことを考えたら、「必要」と記載してしまうと、どうしても受け取り方が「しなければならない」というふうに受け取られてしまうので、もう少し曖昧な形でお願いできればと思いました。

【山本座長】

　この後、議事（２）のイについても、御説明いただきたいので、アについては、今手を挙げている構成員の皆様で一度終えたいと思います。

　ではまず、目良委員お願いします。

【構成員 目良 久美】

　長江委員のお話にあったのですが、教育のところでは「個別最適化」という形で今進んでいます。もちろんICTの話とか、様々な話が教育の部分ではあるのですが、支援の中でも個別最適化です。その子の実態に合わせて、通常学級を使ったり、特別支援学級を使ったり、通級とかもあるのですが、それを一義的に扱うのではなく、その子のニーズ、その際に、家庭の教育環境にも配慮をしましょうということには、もちろんなっています。

　ただ、「なってます」というだけで、それをどこまで先生方が理解しているかとか、個別最適化ということになると、個人に合わせたところまでアセスメントしていかなければならないので、先生たちの技量や管理職がそれをきちんと把握して校内の体制を整えていくというところまで持っていかなければ、なかなか実は、学校教育の中でもインクルーシブは難しいところがあります。でも今、ICTのところからスタートしたのもありますが、個別最適化という形で、文科省から話があり、一人一人の支援計画・指導計画の見直しをもっと適確にしようという話の中に、環境は要因として、大きく占めている部分があるので、少しですが教育のほうも学んでいくということで、頑張っていきたいなと思っています。あくまでも参考意見ですが。

【山本座長】

　事務局においても、参考にしていただいて、では北川委員お願いします。

【構成員 北川 聡子】

　私も参考意見かと思いますが、育成会の12月の会報でも特集するので楽しみにしていただければと思いますが、インクルーシブと特別支援は「VS（バーサス）」ではなくて、お互いに必要なものであるという、そういう方向性で編集を、「手をつなぐ」という雑誌を作らせてもらっていて、そういう方向性でまとめたのですが、どっちかではなくて、地域で障がいのある子どもたちが、理解し合うという、大人になってからも理解し合って、共に暮らすという時に、学校や保育園、幼稚園でもどうやったら理解し合えるかということと共に、個別最適化ですか、その子の育ちをどう保障するかという、その辺は、これからやっていかなかければならないのではないかと思っています。

　日本の特別支援教育は、本当にきめ細やかで、すごくレベルが高くなってきてるし、北海道の特別支援教育の先生方の研修会に参加しても、本当にいい研修をしていただいていて、その特別支援の力を通常学級に行ったときに、ここだけで専門性を充実させるのではなくて、その子にあったことができるように、専門性をしっかり色々なところに生かしていくという新しい時代になるのかなと。そして、最終的には、お互いが理解して、ちょっとそれぞれ障がいがあっても大事な子で、お互いに理解し合うような、学校が知識を与える場所だけではなくて、共に生きる場所ということになっていったときに、私たちの子どもたちが通常学級に行ったときにいじめられたりすることもまだありますが、そうではない時代を作っていくというのが、推進なのかなと。バーサスじゃない新しい時代、子どもの育ちも保障されて、共生的にみんな大事なんだよということが作られる時代を、これからの時代に作っていくのかなというふうに思っています。すみません、参考意見でした。

【構成員 柳生 一自】

　皆さんの意見をお伺いしていてすごく行政の文書なので仕方がない部分もありますが、「障がいのある人」も「ない人」も区別せずというのが、そこでインクルージョンしましょうというのが、すごく矛盾のある話だなとずっと思っていて、そもそも分けているわけで、それから再統合しましょうというのが、なんか矛盾を感じていて。

どちらかというと、これからの時代は、どこかでパツっと切るのではなくて、困っている人がいたら、それに対して手を差し伸べるような社会というのを理念としてもったほうがいいのではないかと思います。障がいの有無に関わらず、困っている人がいたら、それにちゃんと支援を行うよというような。行政としては、サービスもあるし、線引きしないと難しいとは思いますが、少なくとも理念としては、そういうような考えのほうが、私としては、障がいのある・なしに分けて、更にインクルージョンを考えるというよりは、自然なのかなと思いました。本当に参考意見で恐縮ですが。

【山本座長】

　このまま議論を続けたいところではありますが、お時間の関係があるので、アについては、ここで閉じさせていただきます。

　先ほどお伝えのとおり、御意見等につきましては、是非事務局にくださいということなので、是非この場だけではなくて、事務局にお寄せください。

≪素案の本文について②（発達障がい者支援の概要等）≫

【山本座長】

続いて、（２）イ「発達障がい者支援の概要等」について、事務局から説明をお願いします。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

では、計画の発達障がい関連について、御説明させていただきたいと思います。２つの計画を統合したため、構成は変わっておりますが、内容は基本的には現在の計画を踏襲したものとなっております。

まず、12ページに発達障がいのある方の現状について、記載がございます。

次に、19ページ、「（８）発達障がいのある人に対する支援の状況」についてですが、平成28年（2016年）８月に、発達障がい者支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法が全般にわたって改正されまして、関係機関が相互に連携し、一人ひとりの発達障がいのある人に切れ目のない支援を実施することが目的に追加され、きめ細やかな支援を推進することとされました。

道では、北海道教育庁と共同し、また、「発達障害者支援（地域）センター」を設置し、地域で発達障がいのある人やその家族の支援を行う市町村や事業所等の関係機関への助言や人材育成を行い支援の充実を図るほか、フォーラムを開催するなど発達障がいの理解促進を行っています。「（９）障がい児に対する支援の状況」の部分で、児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターが地域における障がい支援の中核的役割を担うことが明確化され、道では、児童発達支援センターや市町村中核子ども発達支援センターの設置を促進し、道内各地への支援を進めています。

25ページ、「（８）障がい児支援の充実」についてですが、発達の遅れや障がいのある子どもに対する相談支援・通所支援・入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へより一層の支援体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの発達を支援するため、体制の整備を進めることとしています。

同じく25ページの「（９）発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援」について、発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、また、重症心身障がいや在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が提供されるよう、支援の充実を図ります。

計画推進のための具体的な取組について、63ページを御覧ください。「Ⅲ 自立と社会参加の促進」の「８ 障がい児支援の充実」では、全部で６項目ありまして、「① 子どもの発達支援の充実」、「② 家族への支援」、「③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」、「④ 地域社会への参加・インクルージョン（包容)の推進）、「⑤ 障がい児支援体制の基盤整備」、「⑥ 特別な支援が必要な子どもへの支援」の６項目がございますが、発達障がいに関連する部分についてのみ、御説明させていただきます。

64ページ、「① 子どもの発達支援の充実」について、障がい関連部分では、市町村において実施が困難な専門的支援については、発達障害者支援（地域）センターから、広域的に実施するとともに、圏域内の関係機関等に対する研修や情報交換等の機会を通して、地域の人材育成等を推進し、支援体制の充実を図るとともに、発達障がいのある子どもについては、早期に発達の遅れや偏りに気づき、必要な支援につなげるため、発達障がいへの理解を促進する取組を進めるほか、発達障害者支援（地域）センターが、地域で直接支援を行っている保育所、学校、事業所等へ専門的な支援技術への助言を行い、支援の質の向上等を促進することとしています。

65ページ、「② 家族への支援」について、ペアレントメンターによる相談活動や親の会活動などと有機的な連携を図り、家族への支援の充実に努めることとしています。

66ページ、「③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」について、市町村の障害児支援担当部局、発達障害者支援（地域）センター、障害児相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、支援が必要な子どもと保護者の支援が保育所や学校そして就労等に適切に移行され、適切な支援が引き継がれていく体制を整備することとしています。

67ページ、「④ 地域社会への参加・インクルージョン（包容)の推進）について、障害児通所支援事業所、児童発達支援センター等の関係機関が育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の推進を図るとともに、保育所等訪問支援による、障がいのない子どもとの集団生活への適応、障がいのある子ども本人への支援や訪問先施設等の職員に対する支援方法等の指導等を行うこととしています。

同様に67ページ、「⑤ 障がい児支援体制の基盤整備」について、こちらについては、国指針に合わせ一部のみ文言を変更しております。児童発達支援センターの設置を推進するほか、施設基準を満たせずに同センターを設置できない場合には、保育所等訪問支援、障害児相談支援等の指定を受け児童発達支援センターと同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センターの整備を進めます。その市町村中核子ども発達支援センターの整備に当たっては、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として認定し、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族、その子どもが通う保育所、幼稚園、学校や認定こども園その他集団生活を営む施設関係機関からの相談対応や助言その他の必要な援助を行うこととしています。

73ページ、「９ 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援」について、

２つの計画を統合した際に、「現状と課題」、「考え方」の部分が追加されています。

また、「（１）発達障がいのある人ヘの支援の充実」では、発達障がいのある人やその家族が、可能な限り身近な地域において必要な支援が受けられるよう、発達障害者支援（地域）センターが地域づくりコーディネーターと協働し、地域の医療、保健、福祉、教育等の関係機関や民間団体との連絡調整、情報提供及び研修を実施するとともに、発達障害者支援（地域）センターにおいて、発達障がいのある人やその家族に対し、市町村等では対応が困難な必要な相談について、地域の支援者と一緒に個別の相談支援を行い、地域の相談支援体制づくりを推進します。

また、発達障がいの特性などに対する理解の促進を図るため、フォーラムやパネル展の開催など道民の方々への幅広い啓発活動を推進し、相談支援機関や、発達障がいに関する診療を行っている医療機関等の情報をホームページ等により提供します。

90ページ、「５ 障がい児支援の提供体制の整備目標」ですが、冒頭の概要説明でも御案内済みですが、児童発達支援センターの設置数、保育所等訪問支援事業所数、主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについては、設置する区域を21の障がい保健福祉圏域とし１か所以上設置することを基本としています。

なお、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所については、できる限り身近な地域で支援を受けられるよう、利便性や職員が訪問支援をするための移動距離等を考慮し、整備を進めることとします。以上で計画の発達障がい関連の説明を終わります。

【山本座長】

ただいま、説明がありましたが、皆様からの御意見いかがでしょうか。

【構成員 藤田 千晶】

　私ども通園センター連絡協議会は、市町村子ども発達支援センターの会員施設がすごく多いのですが、中核にあがっているところと、あがっていないところがあります。それで、報酬の関係の話になるのですが、令和６年度に報酬の改定の話があるということですが、児童発達支援センターの報酬額と児童発達支援事業所の報酬額が違うと思うのですが、中核の場合は、事業所として中核の手を挙げているところが多いので、その辺で地域支援も含まれると、前回もお伝えのしたのですが、なかなか財政的なところが、大変だなということを思っています。市町村でやっているので、職員費については、別会計から持ち出すので、何とかなるのかもしれませんが、地域支援をするとなると、人員を増やすとか、しっかり支援をするためには、報酬にも何かプラスになるような形を、国にも要望していただくとか、そういった形をとっていただきたいなと思っています。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　今後適宜検討させていただければと思いますが、報酬の増額については、国にも毎年要望しているところではありますが、今後も継続していきたいと考えています。

【山本座長】

その他、御意見・御質問いかがでしょうか。

【構成員 目良 久美】

　一つだけ、今だからこそなのですが、コロナ明けの部分で、ここに今「困り感」が集中しているというか、乳幼児の時期から、発達の部分について、様々な大学の関係機関などで、色々調査などをしてくれていて、今現在、就学の段階で、いま就学時検診を行っているのですが、1歳から2歳半のいわゆるコロナ前のお子さんたちの状態と違うのではないかというお話も出ています。こういったところになると、もっと専門的に話していかなければいけないというところもあるかと思います。

時代のニーズに合わせたところについて、全てを盛り込むことは確かに無理なのですが、やはりそういう視点も忘れないようにしていかなければ、今現在の親御さんのお子さんもそうなのですが、2年前、3年前の相談とはちょっと内容が変わっています。そういうことも含めてのものが、もしかするとこれからも必要になるかもしれません。意見となります。以上です。

【山本座長】

　事務局でも参考にしていただくということで。

　では、本日は一度ここで区切らせていただきます。皆様貴重な御意見ありがとうございました。

≪全体の総括≫

【山本座長】

全体を通じて、事務局から何か補足説明などはありますか。

≪事務局 補足事項なし≫

【山本座長】

それでは、全体を通して、意見など追加がありまたら、御発言をお願いします。

≪構成員 意見等なし≫

【山本座長】

　これで、本日予定しておりました議事は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。皆さま、活発な御討議ありがとうございました。

≪閉　会≫

【障がい者保健福祉課 課長補佐 冨加見】

　山本座長、ありがとうございました。本日の協議会で、皆様からいただいた貴重な御意見については、事務局において整理するとともに、議事録を作成の上、後日皆様へ確認を依頼させていただきますので、改めての御協力をお願いします。

最後に連絡事項ですが、次回、第三回につきましては、12月中旬の開催を予定しておりますが、道の障がい福祉計画の改定に関する「補足意見」を皆様にお伺いする機会とさせていただくため、開催は簡易に、「書面開催」となる可能性がございます

また、例年、道の教育庁が主催する「広域特別支援連携会議」と本協議会との「合同会議」を開催しておりますが、今年度につきましては、翌年2月から3月の年度末に開催することで、現在調整を行っています。

いずれも、詳細につきましては、事務局より追って御案内いたしますので、引き続き協議会への御協力をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして発達支援推進協議会を終わります。長時間にわたる御協議ありがとうございました。

（了）